

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律百三十一号）の規定に基づき、登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第五号 登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)が行う検査の実施項目(第十

六条第一項関係)

[第一・第二略]

第三 無線設備

[一・一の二略]

二 電波的特性の点検

局 船 船	無線局の種類及び無線設備名	検査の項目	備考
	[略]		
局 船 船	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	備考
	[略]		

[注1・2 略]

[三 略]

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目(第十九条第一項関係)

[第一・第二略]

第三 無線設備

[一・一の二略]

二 電波的特性の点検

局 船 船	無線局の種類及び無線設備名	点検の項目	備考
	[略]		
局 船 船	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	備考
	[略]		

[注1・3 略]

[三 略]

改正前

別表第五号 [同上]

[第一・第二同上]

第三 無線設備

[一・一の二 同上]

二 電波的特性の点検

局 船 船	無線局の種類及び無線設備名	検査の項目	備考
	[同上]		
局 船 船	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	[同上]	備考
	[同上]		

[注1・2 同上]

[三 同上]

別表第七号 [同上]

[第一・第二同上]

第三 無線設備

[一・一の二 同上]

二 電波的特性の点検

局 船 船	無線局の種類及び無線設備名	点検の項目	備考
	[同上]		
局 船 船	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	[同上]	備考
	[同上]		

[注1・3 同上]

[三 同上]

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。